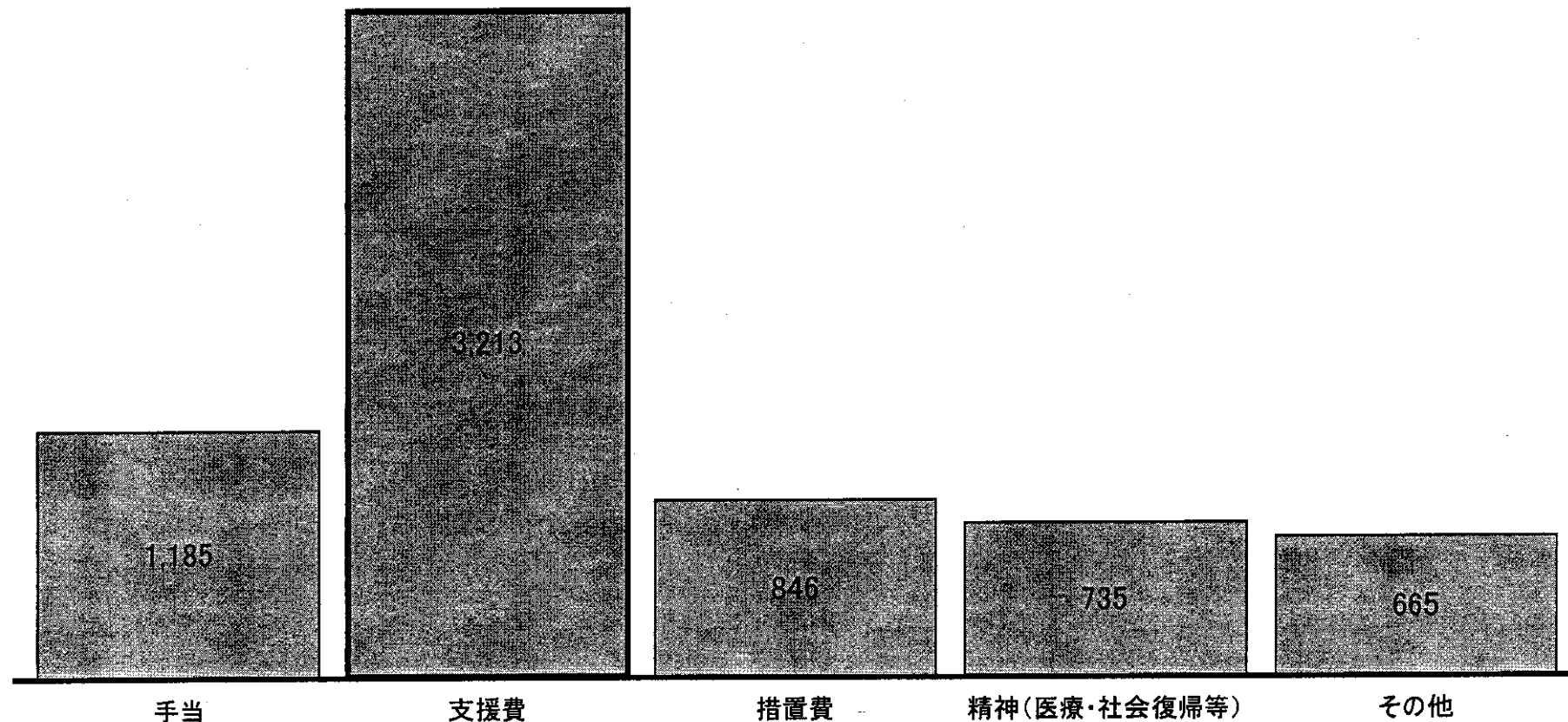


障害保健福祉部予算における支援費の割合(平成15年度予算)

平成15年度障害保健福祉部予算 合計 6,659億円

(単位:億円)



- ※ 本表には、公共事業分(16億円)を含まない。
- ※ 「措置費」には、児童関係施設、点字図書館、福祉工場等が含まれる。
- ※ 「その他」には、補装具、重症児通園事業、更生・育成医療、民間補助金等が含まれる。
- ※ 「福祉・その他」には、手当、施設・在宅サービス、相談事業、補装具等を含む。

施設入所者本人の利用者負担額表

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		入所	通所
1	生活保護法に規定する被保護者	0円	0円
2	前年分の対象収入額の年額区分 0円 ~ 270,000円	0	0
3	1階層に該当する者以外の者 270,001 ~ 280,000	1,000	500
4	280,001 ~ 300,000	1,800	900
5	300,001 ~ 320,000	3,400	1,700
6	320,001 ~ 340,000	4,700	2,300
7	340,001 ~ 360,000	5,800	2,900
8	360,001 ~ 380,000	7,500	3,700
9	380,001 ~ 400,000	9,100	4,500
10	400,001 ~ 420,000	10,800	5,400
11	420,001 ~ 440,000	12,500	6,200
12	440,001 ~ 460,000	14,100	7,000
13	460,001 ~ 480,000	15,800	7,900
14	480,001 ~ 500,000	17,500	8,700
15	500,001 ~ 520,000	19,100	9,500
16	520,001 ~ 540,000	20,800	10,400
17	540,001 ~ 560,000	22,500	11,200
18	560,001 ~ 580,000	24,100	12,000
19	580,001 ~ 600,000	25,800	12,900
20	600,001 ~ 640,000	27,500	13,700
21	640,001 ~ 680,000	30,800	15,400
22	680,001 ~ 720,000	34,100	17,000
23	720,001 ~ 760,000	37,500	18,700
24	760,001 ~ 800,000	39,800	19,900
25	800,001 ~ 840,000	41,800	20,900
26	840,001 ~ 880,000	43,800	21,900
27	880,001 ~ 920,000	45,800	22,900
28	920,001 ~ 960,000	47,800	23,900
29	960,001 ~ 1,000,000	49,800	24,900
30	1,000,001 ~ 1,040,000	51,800	25,900
31	1,040,001 ~ 1,080,000	54,400	27,200
32	1,080,001 ~ 1,120,000	57,100	28,500
33	1,120,001 ~ 1,160,000	59,800	29,900
34	1,160,001 ~ 1,200,000	62,400	31,200
35	1,200,001 ~ 1,260,000	65,100	32,500
36	1,260,001 ~ 1,320,000	69,100	34,500
37	1,320,001 ~ 1,380,000	73,100	36,500
38	1,380,001 ~ 1,440,000	77,100	38,500
39	1,440,001 ~ 1,500,000	81,100	40,500
40	1,500,001円以上	注2に規定する額	注2に規定する額

(注)

- 知的障害者通勤寮の入所者が負担する額は、通所の欄に掲げる額とする。
- 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする。ただし、支援費基準額を上限とする。

入所	$81,100円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12$
通所	$40,500円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12 \div 2$

- 上記にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師等の養成施設又は旧重度身体障害者更生援護施設については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者通勤寮	16,000円		26,500円	
国立コロニー	32,000円		53,000円	

施設入所者の扶養義務者の利用者負担額表

税額等による階層区分			負担基準月額	
			入所	通所
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者		円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0	0
C 1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200	1,100
C 2	者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3,300	1,600
前年分の所得税額の年額区分				
D 1	前年分の所得税が課税の者	0円 ～ 30,000円	4,500	2,200
D 2		30,001 ～ 80,000	6,700	3,300
D 3		80,001 ～ 140,000	9,300	4,600
D 4		140,001 ～ 280,000	14,500	7,200
D 5		280,001 ～ 500,000	20,600	10,300
D 6		500,001 ～ 800,000	27,100	13,500
D 7		800,001 ～ 1,160,000	34,300	17,100
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	42,500	21,200
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	51,400	25,700
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	61,200	30,600
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	71,900	35,900
D12		3,960,001 ～ 5,030,000	83,300	41,600
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	95,600	47,800
D14		6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額

(注)

- 1 扶養義務者とは、障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いをいう。
- 2 扶養義務者が負担すべき額が、支援費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 上記にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額から障害者本人が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師等の養成施設又は旧重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者の扶養義務者については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者の扶養義務者		入所後3年以上の者の扶養義務者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円		
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円		
知的障害者通所寮	16,000円			
国立コロニー	32,000円			

居宅支援利用者本人及び扶養義務者の利用者負担額表

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 30分当たり	デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり	
A	生活保護法に規定する被保護者	0円	0円	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0	0	0	0	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100	50	100	100	
C 2	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600	100	200	200	
		前年分の所得税額の年額区分				
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0円～ 30,000円	2,200	150	300	300
D 2		30,001 ～ 80,000	3,300	200	400	400
D 3		80,001 ～ 140,000	4,600	250	500	600
D 4		140,001 ～ 280,000	7,200	300	700	1,000
D 5		280,001 ～ 500,000	10,300	400	1,000	1,400
D 6		500,001 ～ 800,000	13,500	500	1,300	1,800
D 7		800,001 ～ 1,160,000	17,100	600	1,700	2,300
D 8		1,160,001 ～ 1,650,000	21,200	800	2,100	2,800
D 9		1,650,001 ～ 2,260,000	25,700	1,000	2,500	3,400
D 10		2,260,001 ～ 3,000,000	30,600	1,200	3,000	4,100
D 11		3,000,001 ～ 3,960,000	35,900	1,400	3,500	4,800
D 12		3,960,001 ～ 5,030,000	41,600	1,600	4,000	5,500
D 13		5,030,001 ～ 6,270,000	47,800	1,900	4,600	6,400
D 14		6,270,001円以上	支援費 基準額	支援費 基準額	支援費 基準額	支援費 基準額

(注)

- 1 扶養義務者とは、障害者（児）と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者（児）が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものをいう。
- 2 身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスについては、所要時間4時間以上の場合のものであり、所要時間4時間未満の場合は、当該額の2分の1の額とする。また、短期入所については、宿泊を伴う場合のものであり、宿泊を伴わない場合は、所要時間が4時間未満の場合は当該額の4分の1の額、所要時間が4時間以上8時間未満の場合は当該額の2分の1の額、所要時間が8時間以上の場合は当該額の4分の3の額とする。
- 3 障害者本人にあつては、支援費基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、支援費基準額から障害者が負担する額を控除した額を上限とする。
- 4 上記にかかわらず、障害者本人及び扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 5 児童の場合は、扶養義務者の課税額と児童の課税額の合算額に応じ、扶養義務者が負担するものとする。

ホームヘルプサービスの利用実績のある人数
所得階層別 利用者負担の状況(平成15年4月末現在)

(単位:人)

(単位:%)

	障害者本人 (有効回答 64市町村 /93市町村)	扶養義務者 (有効回答 65市町村 /93市町村)
A	767	86
B	3,316	622
C1	70	188
C2	27	113
D1	34	81
D2	44	134
D3	18	121
D4	16	118
D5	3	35
D6	6	20
D7	1	14
D8	0	4
D9	0	3
D10	0	1
D11	0	0
D12	0	0
D13	0	1
D14	0	0
計	4,302	1,541

